

公募エクイティ・ファイアンスに対する提言

～公募増資を売り材料としない発行市場改革を

(平成24年8月6日)

証券会社

公募ファイナンスの仕組みを改善する

- 主幹事証券に、“公募”という名称に相応しく広く販売会社を組成することを求める(需要予測とシンジケーションの改善)
- 転換社債市場の上場規準を緩和し、劣後CBや早期転換が有利となる転換社債の商品性の多様化と、個人投資家が売買しやすい市場整備を行う
- ライツ・オファリングや株主優先募入など、既存株主のデメリットが少ないファイナンス手法を推進する

発行会社

発行会社は、発行規律を保つ

- 発行後の自社株価水準に対する考え方を公表し、発行時に一定水準以下に株価が下落した場合、発行を中止する
- 少なくとも、過去3年以内の公募増資で前回を下回る株価の場合は、公募増資以外のファイナンス手法を用いる
- 公募増資による既存株主への利益還元策を公表、また投資家に手数料を払わせるような増資手法は基本的に用いない

開示制度

投資家に増資効果が解り易い情報を提供する

- インターネット上での個人投資家向けロードショウを認める
- 目論見書に増資後の収益計画や予想を記載出来るようにする

公募を、“みんなの公募”に

既存株主に配慮

企業の成長戦略を解り易く